

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人愛育園(以下「この法人」という)の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて評議員等という。
- (2) 報酬等とは、職務執行の対価として支払いするものであり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 評議員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおりの報酬等を月末締め、翌月 25 日に指定口座へ振込する。ただし、この法人の職員を兼務している役員に対しては報酬等は支給しない。

- (1) 理事 各年度の総額が 65 万円の範囲内
 - 理事会・評議員会出席 1 人一律 8,000 円
 - 理事会以外の理事業務 " 3,000 円
- (2) 監事 各年度の総額が 15 万円の範囲内
 - 理事会出席 1 人一律 8,000 円
 - 監事監査及び理事会以外の監事業務 " 3,000 円
- (3) 評議員 定款第 8 条で定める金額の範囲内
 - 評議員会出席 1 人一律 8,000 円

(費用)

第 4 条 評議員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費（宿泊費を含む）を支給する。なお、旅費規程中の役職員には評議員を含むものとする。

(公表)

第 5 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 23 日（評議員会決議日）から施行する。

この規程は、令和 元 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から一部改正し施行する。